

輸出される食品等に関する証明書関係Q & A

〔このQ&Aは、輸出先国が証明書の対象としている食品（農産品、加工産品等）及び飼料に関するものです。ただし、水産物及び酒類は除きます。〕

平成27年7月31日
農林水産省食料産業局
輸出促進グループ

目 次

I 総論

- ・ 証明の種類 . . . I-1
- ・ その他の証明 . . . I-1
- ・ 証明書の発行対象国 . . . I-2
- ・ 窓口・発行機関 . . . I-3
- ・ 申請者 . . . I-3
- ・ 申請方法 . . . I-3
- ・ 証明書添付の事例 . . . I-4

II システム利用申請

- ・ システム利用申請 . . . II-1
- ・ 利用申請書の作成方法 . . . II-2
- ・ 変更届出書の提出 . . . II-4
- ・ IDの管理 . . . II-4

III 証明書発行手続

- ・ 証明書発行全般 . . . III-1
- ・ 申請方法等 . . . III-3
- ・ 証明書発行対象品目 . . . III-3
- ・ システム利用開始 . . . III-4

IV 添付書類

- ・ 要領に定める確認書 . . . IV-1
- ・ 確認書類 . . . IV-1

V 産地の考え方

- ・ 産地証明書 . . . V-1
- ・ 生鮮食品 . . . V-1
- ・ 加工食品 . . . V-1

VI 放射性物質検査

- ・ 放射性物質検査証明書 . . . VI-1
- ・ 分析機関 . . . VI-1
- ・ サンプルング・ロット . . . VI-2

VII 国別事項

- ・ 中国 . . . VII-1
- ・ 香港 . . . VII-3
- ・ マカオ . . . VII-5
- ・ 韓国 . . . VII-6
- ・ シンガポール . . . VII-7
- ・ ブルネイ . . . VII-8
- ・ EU等 . . . VII-9
- ・ 仏領ポリネシア . . . VII-12
- ・ アラブ首長国連邦ドバイ首長国
及びアブダビ首長国 . . . VII-13
- ・ レバノン . . . VII-14
- ・ バーレーン . . . VII-15
- ・ オマーン . . . VII-16
- ・ エジプト . . . VII-17
- ・ モロッコ . . . VII-18
- ・ ブラジル . . . VII-19

I 総論

【問一覧】

（証明の種類）

- Q 1 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い諸外国が講じている輸入規制はどのような措置があるのですか。
- Q 2 日付証明とはどのようなものですか。
- Q 3 産地証明とはどのようなものですか。
- Q 4 放射性物質検査証明とはどのようなものですか。

（その他の証明）

- Q 5 農林水産省が発行する産地証明の代わりとなる証明書はありますか。
- Q 6 商工会議所が発行するサイン証明書とはどのようなものですか。
- Q 7 原産地証明とはどのようなものですか。
- Q 8 放射性物質に関する証明書以外の輸出に関する問合せは、どこに連絡及び確認をすればいいのでしょうか。

（証明書の発行対象国）

- Q 9 放射性物質に関する証明書はどの国に対して発行することができますか。
- Q 10 農林水産省ホームページに掲載されていない国への輸出は通常どおりできますか。
- Q 11 「諸外国・地域の規制措置」（PDFファイル）に記載のない国については、証明書は必要ありませんか。

（窓口・発行機関）

- Q 12 放射性物質に関する証明書の取得には、どのような手続きが必要ですか。
- Q 13 輸出する品目によって、証明書を発行する機関は異なりますか。
- Q 14 食品と水産物や酒類を混載して輸出する場合、証明書を発行する機関はどうなりますか。

（申請者）

- Q 15 証明書の申請は誰でもできますか。
- Q 16 証明書の申請者に、代行業者や外国企業も入りますか。

（申請方法）

- Q 17 申請にはどのような方法がありますか。
- Q 18 証明書の発行に手数料等は必要ですか。

（証明書添付の事例）

- Q 19 証明書を要求している国に、見本市等に出展するため持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリーで持ち込む場合でも証明書の添付は必要ですか。
- Q 20 証明書を要求している国に、個人消費の目的で貨物を輸出する場合、証明書の添付は必要ですか。

- Q21 外国で製造された製品を日本に輸入し、証明書を要求している国に再輸出する場合、
証明書の添付は必要ですか。
- Q22 輸出先国の税関において、産地証明書でよいとされている（或いは、いずれの証明書も不要である）輸出品に対し、検査証明書等の他の書類の提出を求められた場合、
どのように対処すればよいですか。

(証明の種類)

Q 1 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い諸外国が講じている輸入規制はどのような措置があるのですか。

A 1 現在、40の国・地域が日本食品の輸入に対し規制措置を講じています。

規制措置には、①輸入停止、②証明書の添付を要求、③輸出先国内での放射性物質検査、などがあります。詳細については、農林水産省ホームページに「諸外国・地域の規制措置」を掲載していますのでご確認ください。

②の証明書には、主に以下の3つの種類があります。

ただし、国・地域ごとに基本的に証明書様式は1種類で、チェックボックスにより証明内容が変わります。

(i) 日付証明

(ii) 産地証明

(iii) 放射性物質検査証明

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

Q 2 日付証明とはどのようなものですか。

A 2 平成23年3月11日より前に生産・加工されたことを証明します。

Q 3 産地証明とはどのようなものですか。

A 3 輸出先国の規制する都道府県以外で生産・加工等されたことを証明します。

Q 4 放射性物質検査証明とはどのようなものですか。

A 4 輸出される食品に対して、指定検査機関が放射性物質検査を行い、その結果について、政府機関が輸出先国の放射性物質基準値を超えていないことを証明します。

(その他の証明)

Q 5 農林水産省が発行する産地証明の代わりとなる証明書はありますか。

A 5 一部の国では、商工会議所が発行するサイン証明書、原産地証明書が産地証明書として認められています。シンガポールでは福島県、茨城県、栃木県及び群馬県以外の都道府県産の食品についてはサイン証明書を、タイでは福島、宮城及び群馬以外の都道府県産の野生動物肉については原産地証明書を、アラブ首長国連邦のアブダビでは福島等15都県以外の道府県産の食品についてはサイン証明書を産地証明として認めています。

Q 6 商工会議所が発行するサイン証明書とはどのようなものですか。

A 6 商工会議所発行のサイン証明書は、申請者が書類上に肉筆で自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が署名者によって正規に作成されたものであることを間接的に証明するものです。

シンガポール（福島で生産・加工された品目及び茨城、栃木、群馬県産の林産物・水産物を除く）、アブダビ首長国の産地証明が求められる地域・品目について、政府

機関が発行する産地の証明書に代えて、商工会議所によるサイン証明で輸入を認められています。

Q 7 商工会議所が発行する原産地証明とはどのようなものですか。

A 7 各地の商工会議所が発給する証明書で、輸入国の法令・規則に基づく要請等がある場合、提出するものです。原則、原産地証明で証明する産地は国籍となっており、一部商工会議所においては、原産地証明書に都道府県名等の産地を記載することを認めていないケースや、取扱をしていないケースがありますので、詳細は地域の商工会議所にお問い合わせください。

Q 8 放射性物質に関する証明書以外の輸出に関する問合せは、どこに連絡及び確認をすればいいのでしょうか。

A 8 動物検疫及び植物防疫については、農林水産省動物検疫所及び植物防疫所、また、輸出入手続き全般や関税等については、財務省税関相談官の問合せ窓口にご相談ください。

(参考)

輸出入通関手続や税番・税率等に関するお問合せ（税関相談官）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

(証明書の発行対象国)

Q 9 放射性物質に関する証明書はどの国に対して発行することができますか。

A 9 証明書が発行できる国は、農林水産省ホームページ「各国の輸入規制(証明書関係)」に記載しています。記載のない国向けには証明書の発行を行っていません。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

Q 10 農林水産省ホームページに掲載されていない国への輸出は通常どおりできますか。

A 10 農林水産省ホームページには、外務省を通じて全世界の各国に対して輸入規制措置の内容を確認した結果を掲載しています。掲載のない国については、輸入規制措置がとられていないものと考えられますが、輸出に際しては、当該国の最新の規制内容について、輸入業者等を通じて確認することをお薦めします。

Q 11 「諸外国・地域の規制措置」(PDFファイル)に記載のない国については、証明書は必要ありませんか。

A 11 記載のない国は、現時点で、相手国政府から原発事故に伴う放射性物質に関する輸入規制について通報がない国です。

しかし、輸出に際しては、必ず輸入業者等を通じる等して相手国に最新情報を確認してください。また、確認の結果、新たに証明書が要・不要である情報を得た場合は、農水省食料産業局輸出促進グループ(電話03-6744-2061)までご一報願います。

（窓口・発行機関）

Q12 放射性物質に関する証明書の取得には、どのような手続きが必要ですか。

A12 インターネットを使用した輸出証明書発行システム（以下「システムという。）を用いて、地方農政局等（北海道農政事務所、沖縄総合事務局、特定の地域センターを含む。以下同じ。）の窓口で証明書の発行を申請します。証明書の種類により必要な事項が異なります。なお、申請に先立ち、農林水産省ホームページ「諸外国・地域向け輸出証明書の申請窓口一覧」で掲載している申請窓口で申請窓口の手続等をご確認ください。
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/mado_130901.pdf

Q13 輸出する品目によって、証明書を発行する機関は異なりますか。

A13 農産品、加工食品は、地方農政局等が証明書を発行しています。水産物は、水産庁及び一部の都道府県、酒類は国税庁（地方国税局）が証明書を発行しています。申請手続きについては、輸出する品目によりそれぞれの所管省庁の申請窓口にご確認ください。（上記、農林水産省ホームページ「諸外国・地域向け輸出証明書の申請窓口一覧」を参照）

Q14 食品と水産物や酒類を混載して輸出する場合、証明書を発行する機関はどうなりますか。

A14 韓国向けの水産物を除き、まとめて地方農政局等に申請することが可能です。

（申請者）

Q15 証明書の申請は誰でもできますか。

A15 申請者は、食品等を輸出しようとする者であり、インボイス、B/L、AWBに輸出者として記載がある者です。また、その代理人が申請者から委任を受けていれば、証明書の申請手続をすることも可能です。

Q16 証明書の申請者に、代行業者や外国企業も入りますか。

A16 代行業者等であっても、自身が輸出する場合には申請者となり得ます。申請者の代理人として申請行為を行うこともあり得ます。

日本国内に所在する外国企業は、申請者となり得ますが、日本国外に所在する企業が輸出事業者として申請する場合は、日本国内に事務所を有する代理人に委任して申請する必要があります。

（申請方法）

Q17 申請にはどのような方法がありますか。

A17 証明の種類によりシステムによる申請と書面による申請のどちらかになります。

日付証明、放射性物質検査証明、産地証明については、システムによる申請を基本とし、ブラジル向けの清涼飲料水を対象とした原産地証明及びオマーン、バーレーン向けの食品等輸出事業者を対象とした輸出事業者証明は書面による申請になります。

Q18 証明書の発行に手数料等は必要ですか。

A18 政府機関による証明書の発行は、無料です。

ただし、証明書の郵送での交付をご希望の場合には、宛先を記入した返信用の封筒に郵送に必要な額の切手を貼り付けたものを証明書を発行する地方農政局等にご提出いただくことになります。提出方法については、事前に証明書を発行する地方農政局にご確認ください。

(証明書添付の事例)

Q19 証明書を要求している国に、見本市等に出展するため持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリーで持ち込む場合でも証明書の添付は必要ですか。

A19 商業目的で食品を輸出する際は、証明書の添付が必要となります。個人消費の目的で小包やハンドキャリーで持ち込む場合でも国によっては輸入規制が適用されることがありますので、ご注意ください。

小包やハンドキャリーの場合の具体的な記載方法については、本Q & AのⅢ証明書発行手続のQ8及び農林水産省ホームページの輸出先国別の「証明書記載参考」でご確認ください。

Q20 証明書を要求している国に、個人消費の目的で貨物を輸出する場合、証明書の添付は必要ですか。

A20 個人用貨物に係る原発事故に起因する規制について、韓国、ブルネイ、サウジアラビア、EU等への輸出には、証明書が不要ですが、EU等は条件があるので駐日欧州連合代表部ホームページ（URL：<http://www.EUinJapan.jp/wp-content/uploads/FAQ-as-of-8Nov-Jp.pdf>）をご確認ください。その他の国は、証明書の要否を明示していません。詳細については、貨物の受取者を通じて輸出先国にご確認ください。

Q21 外国で製造された製品を日本に輸入し、証明書を要求している国に再輸出する場合、証明書の添付は必要ですか。

A21 輸出先国によっては、外国で製造された製品であっても、日本の港を経由したことを理由に、証明書の添付を求められることがあります。これまでも、相手国当局の求めに応じて、申請があった場合は、外国産の製品であっても産地証明書等を発行しています。

なお、輸入品に不備がある等の理由によりシップバックする等の積み戻しの場合も同様な対応を行いますので、証明書の添付を求められた際には地方農政局等に相談してください。

Q22 輸出先国の税関において、産地証明書でよいとされている（あるいは、いずれの証明書も不要である）輸出品に対し、検査証明書等の他の書類の提出を求められた場合、どのように対処すればよいですか。

A22 輸出先国によっては、現場の検査官まで、自国の輸入規制の内容が周知されていない場合があります。輸出先国の輸入規制措置内容や規則を輸入業者等から検査官に示

し、説明することが必要です。検査官へ説明しても、通関が認められない場合には、
産地証明書等を発行した地方農政局等又は食料産業局輸出促進グループへご連絡く
ださい。

Ⅱ システム利用申請

【問一覧】

（システム利用申請）

- Q 1 輸出証明書発行システムを使用したいが、どこにありますか。
- Q 2 利用申請の手續に必要な書類を教えてください。
- Q 3 履歴事項全部証明書は、どこで入手できますか。
- Q 4 利用申請書等の提出方法を教えてください。
- Q 5 利用申請してからIDが発行されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。
- Q 6 提出する者は、輸出事業者（申請者）以外の者は認められますか。
- Q 7 都道府県等の自治体がシステムの利用申請を行う場合、書類は何を提出すればよいですか。

（利用申請書の作成方法）

- Q 8 委託先の事業者を申請者として、利用申請書を作成することは可能ですか。
- Q 9 利用申請書等の「番号」には、何を書けばよいですか。
- Q 10 利用申請書等の宛名が「農林水産省食料産業局輸出促進グループ長」となっているが、提出先の農政局等宛てに変更する必要がありますか。
- Q 11 申請者の代表者は、代表権がある者以外の者は認められますか。
- Q 12 利用申請書等に押す印は、担当者の私印で構いませんか。
- Q 13 委託先事業者の押印は必要ですか。
- Q 14 申請者自身と委託先事業者の両方でシステムを利用する際の利用申請書の作成方法を教えてください。
- Q 15 委託先が複数ありますが、利用申請書の作成方法を教えてください。
- Q 16 システム利用者の主たる利用者には、どのような者を記載すればよいですか。
- Q 17 証明書受領場所にはどこを記載すればよいですか。
- Q 18 証明書受領場所は複数選択できますか。
- Q 19 本社とは別の場所にある事業所で輸出業務を行っていますが、利用申請書の申請者は誰になりますか。
- Q 20 例えば某企業の東京支社を委託先事業者として、同じ企業内の大阪支社の社員をシステムの利用者として登録できますか。

（変更届出書の提出）

- Q 21 委託先事業者を追加する場合、様式1の利用申請書を改めて提出すればよいですか。
- Q 22 システム利用者が変わりますが、IDを変更する必要がありますか。
- Q 23 変更届の提出先はどこですか。

（IDの管理）

- Q 24 発行されるIDは1つですか。
- Q 25 委託元の輸出事業者でもシステムが操作できるよう、委託先事業者が発行されたIDとパスワードを輸出事業者に知らせても良いですか。
- Q 26 ID（システムの利用登録）に有効期限はありますか。

(システム利用申請)

Q 1 輸出証明書発行システムを使用したいが、どこにありますか。

A 1 システムを使用するためには、事前に利用申請手続を行うことが必要です。手続き後、メールでシステムに接続するアドレス等をお知らせします。

Q 2 利用申請の手続に必要な書類を教えてください。

A 2 輸出事業者（申請者）が別紙3の様式1「輸出証明書発行システム利用誓約書兼申請書」（以下「利用申請書」という。）を作成してください。

なお、輸出事業者が証明書の発行手続を第三者に委託する場合、別紙3の様式2「委任状」を作成し、申請書に添付してください。

また、システムを利用する者の確認書類として、法人は履歴事項全部証明書、任意団体は定款等の規約及び会員名簿、個人は写真が付されている公的証明書等の写しを併せて提出してください。この際、輸出事業者が第三者に証明書の発行手続を委託する場合は、委託先の事業者の履歴事項証明書等を提出し、輸出事業者のものは不要です。

※ 申請書等は、農水省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html）の「輸出される食品等に関する証明書発行事務処理要領」の別紙3から必要なワードファイルを入手してください。

Q 3 履歴事項全部証明書は、どこで入手できますか。

A 3 最寄りの法務局で入手（有料）できます。なお、利用申請に添付するものは、その写しで構いません。

また、6ヶ月以内に発行されたもので、内容に変更がないものの写しであれば添付資料として使用できますので、社内の管理部門等に有無を確認することをお勧めします。

Q 4 利用申請書等の提出方法を教えてください。

A 4 各地方農政局、北海道農政事務所、関東地方農政局の千葉・東京・神奈川・静岡地域センター、近畿農政局の大阪・神戸地域センター、九州農政局の福岡地域センター、内閣府沖縄総合事務局のいずれかで受け付けていますので、いずれか1カ所に必要書類を持参又は送付してください。（メールでの申請は受け付けておりません。）

なお、利用申請の審査・登録業務は地域センターを除く各地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局で行っていますので、急ぐ場合は、各地方農政局等のいずれかに提出してください。

Q 5 利用申請してからIDが発行されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。

A 5 通常で審査・登録に1～2週間の期間を要しておりますが、そのときの農政局等の審査件数等の状況に左右されますので、利用申請書を提出した農政局等に目安をお問い合わせください。

Q 6 提出する者は、輸出事業者（申請者）以外の者は認められますか。

A 6 利用申請書等の内容に不備がなく、必要書類が揃っていれば、委託先の事業者を通じて提出することも可能です。

Q 7 都道府県等の地方公共団体がシステムの利用申請を行う場合、書類は何を提出すればよいですか。

A 7 添付書類の履歴事項全部証明書等はシステム利用者の存在を確認するための書類です。地方公共団体は公の機関であり、存在を確認する必要はありませんが、地方公共団体自らがシステムを使用して輸出証明書の発行を申請するために利用申請を行うことを担保するものとして、申請する旨を記載した公文書（様式は任意）とともに利用申請書を提出してください。

（利用申請書の作成方法）

Q 8 委託先の事業者を申請者として、利用申請書を作成することは可能ですか。

Q 8 システムの利用申請においては、輸出証明書発行システム利用誓約書兼申請書（様式1）、委任状（様式2）、輸出証明書発行システム登録事項変更届出書（様式3）、輸出証明書発行システム利用登録抹消届出書（様式4）の申請者は、輸出事業者（インボイス等に輸出者として記載される事業者）のみであり、証明書申請事務の委託先事業者は認められません。

Q 9 利用申請書等の「番号」には、何を書けばよいですか。

A 9 普段から申請者が文書を発出する際に番号等を付していれば、当該番号等を記載し、それ以外の者は、省略（削除）してください。

Q 10 利用申請書等の宛名が「農林水産省食料産業局輸出促進グループ長」となっているが、提出先の農政局等宛てに変更する必要がありますか。

A 10 システムの管理責任者である輸出促進グループ長宛てとする必要がありますので、提出先が農政局等であっても変更しないでください。（注：農林水産省食料産業局輸出促進グループでは、利用登録業務を行っていませんので、当該宛先に利用申請書を送付しないでください。）

Q 11 申請者の代表者は、代表権がある者以外の者は認められますか。

A 11 輸出業務の責任者等で当該業務の決裁権を有する者（例：部長等）であれば、認められます。その際には役職を併記してください。

Q 12 利用申請書等に押す印は、担当者の私印で構いませんか。

A 12 個人での申請を除き、私印は認められません。事業者の印（会社印等）を押印してください。

Q 13 委託先事業者の押印は必要ですか。

A13 委託先事業者から履歴事項全部証明書の写しを提出していただき、所在等を確認していることから委託先事業者の押印は不要です。

また、システムを使用した証明書発行申請においては、ID、パスワードが押印に代わり委託先事業者であることを担保することになります。

Q14 申請者自身と委託先事業者の両方でシステムを利用する際の利用申請書の作成方法を教えてください。

A14 利用申請書の記の2の委託の有無を「有」にし、委託先の事業者名等を記載してください。3のシステム利用者には、申請者自身の主たる利用者と従たる利用者及び委託先事業者の主たる利用者と従たる利用者を記載してください。その際には申請者の利用者と委託先の利用者が区別できるようにしてください。

Q15 委託先が複数ありますが、利用申請書の作成方法を教えてください。

A15 利用申請書の記の2に委託先を列記し、3のシステム利用者も列記してください。その際には委託先の各事業者と利用者が結びつくようにしてください。

なお、委託先が多数に及ぶ場合は、別紙で整理したものを利用申請書に添付しても構いません。

Q16 システム利用者の主たる利用者には、どのような者を記載すればよいですか。

A16 証明書の発行等について、国からの問い合わせを行う際に窓口となる者を記載してください。申請業務の責任者が適当と考えられます。

Q17 証明書受領場所にはどこを記載すればよいですか。

A17 地方農政局、北海道農政事務所、全国の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局のうち、申請者又は委託先事業者が証明書を受け取るのに都合の良い場所を選択してください。なお、受領場所は、証明書の発行申請毎に変更可能です。

Q18 証明書受領場所は複数選択できますか。

A18 システム利用者1人当たり1カ所選択してください。複数のシステム利用者を登録する場合は、システム利用者ごとに受領場所を選択することができます。

Q19 本社とは別の場所にある事業所で輸出業務を行っていますが、利用申請書の申請者は誰になりますか。

A19 申請者（利用申請書の右肩の申請者欄に記入する者）について、本社で行う業務を単に事業所を利用して行っている場合は、履歴事項全部証明書で確認できる本社の住所等を記載し、各事業所がそれぞれ独自に輸出業務を行っており、各事業所ごとに利用申請を行う方が合理的な場合は、事業所の名称等を記載することも可能です。（輸出事業者の個々の事情に応じて、申請者を誰にするか判断しますので、事前に農政局等にお問い合わせください。）

また、上記に関わらず、インボイスに記載されている名称・住所と、利用申請書の

記の1の事業者名・所在地（証明書に記載される名称・住所）は一致させることが必要です。

なお、本社以外の事業所の名称等を利用申請書の申請者欄又は記の1に記載する場合は、当該事業所の所在が確認できるものを履歴事項全部証明書に添付してください。

Q20 例えば某企業の東京支社を委託先事業者として、同じ企業内の大阪支社の社員をシステムの利用者として登録できますか。

A20 この場合、本社を委託先事業者とすることが望ましいですが、同一の法人に属する者で、直接又は間接的に当該業務について管理が及ぶ者であれば他の支社の社員を登録することは可能です。なお、法人格が異なるグループ企業の社員は管理が及ぶ者であっても登録できません。

（変更届出書の提出）

Q21 委託先事業者を追加する場合、様式1の利用申請書を改めて提出すればよいですか。

A21 様式1の利用申請書では委託先事業者の追加ということが分かりませんので、様式3の変更届出書を使用してください。

変更届出書の2から4の変更後の欄に追加する委託先事業者、システム利用者、証明書受領場所を記載し、提出してください。

その際、委任状および委託先事業者の履歴事項全部証明書等の写しを添付してください。

※ 変更届出書の入手先はQ2の回答の※を参照してください。

Q22 システム利用者が変わりますが、IDを変更する必要がありますか。

A22 同じIDを使用することは、前任のシステム利用者がそのままログインできる状況が残り、セキュリティ上の問題が生じるため、新たなIDの付与を受ける必要があります。

なお、システム利用に関する変更が生じた場合、輸出事業者は様式3（変更届書）を提出する必要があります。

Q23 変更届出書の提出先はどこですか。

A23 様式1の申請（新規の登録）を行った地方農政局等に提出してください。

（IDの管理）

Q24 発行されるIDは1つですか。

A24 原則、システム利用申請を行う輸出事業者ごとにIDが発行されます。この場合、複数の輸出事業者から委託を受けている者は、複数のIDが発行されることとなります。このため、委託先事業者の選択により、1つのIDで複数の輸出事業者の証明発行申請を行うことも可能としていますので、利用申請書等の欄外に「1つのIDでシステムを利用する」旨を記載してください。

※ 1つのIDでシステムを利用する場合、システム上に委託を受けている全ての輸

出事業者名が表示されることに留意してください。

Q25 委託元の輸出事業者でもシステムが操作できるよう、委託先事業者に発行されたIDとパスワードを輸出事業者に知らせても良いですか。

A25 IDはシステムを利用する者を識別するために発行したものであり、パスワードはシステムにログインする者がIDを発行した者であるか確認するために必要なものです。

IDの発行を受けたシステム利用者は、他者に当該IDとパスワードを知られないよう十分に注意して管理してください。

Q26 ID（システムの利用登録）に有効期限はありますか。

A26 利用登録の有効期限は、IDを発行してから3年間です。失効しますとシステムが利用できなくなりますので期限内に、再度、利用申請を行ってください。

Ⅲ 証明書発行手続

【問一覧】

（証明書発行全般）

- Q 1 証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。
- Q 2 即日発行について、申請時に要請すれば対応してもらえますか。
- Q 3 日本から経由地（国）を利用して輸出国へ輸出される場合は、証明書等はどうすればいいですか。
- Q 4 既に輸出（輸出相手国に通関）している貨物の証明書を申請できますか。
- Q 5 証明書の再発行はできますか。
- Q 6 第3国に輸出（単なる経由ではなく第3国に通関）する場合、証明書を申請できますか。
- Q 7 日本を出発する時点で、第3国から最終輸出国・地域内への荷物の移動手段が明らかでない場合でも、証明書を発行してもらえますか。
- Q 8 郵便貨物で輸出する場合やハンドキャリーで持ち込む場合の便名、「consignment code」などどのように記載すればよいですか。
- Q 9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、どのように行うのですか。

（申請方法）

- Q 10 証明書の申請先はどこですか。
- Q 11 日本語表記で申請できますか。
- Q 12 日付証明、放射性物質検査証明、産地証明の申請書類を郵送して申請することは可能ですか。
- Q 13 郵送による証明書の交付は可能ですか。

（証明書発行対象品目）

- Q 14 証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 15 証明書の申請に当たり、加工食品と水産加工品の区分はどのようになっていますか。
- Q 16 医薬品は証明書発行対象品目となりますか。

（システム利用開始）

- Q 17 システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。
- Q 18 IDを取得したのでシステムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。
- Q 19 システムを操作する際のQ & Aはどこにありますか。
- Q 20 システムにログインできません。解決方法を教えてください。

（証明書発行全般）

Q 1 証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。

A 1 申請を受理した日から起算して、概ね5営業日以内に発行するよう努めています。
ただし、申請内容の不備や添付書類（電子データ化されたもの）についての事実確認などが必要になる場合等には、これ以上の時間を要する場合があることをご了承ください。

Q 2 即日発行について、申請時に要請すれば対応してもらえますか。

A 2 発行については、基本的に「受理した日から概ね5営業日以内」としています。
ただし、収穫当日に空輸しなければ商品価値が失われるような生鮮品などで、申請者から貨物出港日の2日以上前までに仮申請があり、数量やAWB番号等、未定の項目を除く全ての必要事項が確認できたものについては、その商品の特性を踏まえ、他の申請者に優先した審査手続き及び証明書の発行を行います。

Q 3 日本から経由地（国）を利用して輸出国へ輸出される場合は、証明書等はどうかばいいですか。

【例1：日本→米国→フランス、例2：日本→シンガポール→マレーシア】

A 3 最終的な輸出先国への輸出ルート、製品数量など証明にあたって必要な情報がわかっており、輸出される貨物が第3国経由地（国）で加工されない場合には、証明書を発行することが可能となります。

この場合には、経由地（国）での通関の要否や経由地（国）及び最終目的地（国）での証明書の要否を、輸入業者や取引先等にあらかじめ確認してから必要な証明書を申請してください。

Q 4 既に輸出（輸出相手国に通関）している貨物の証明書を申請できますか。

A 4 原則、出港等の後は、証明書の申請受付及び発行を行いませんが、やむを得ない事情により出港後に証明書の申請を行う場合は、以下の全ての条件が揃っている場合に証明書の申請受付及び発行を行います。

- ① 相手国で通関する前であること。
- ② 証明するための全ての書類が揃っていること。
- ③ 輸出品と証明する食品が同一のものであることを証明する具体的な証拠書類があること。
- ④ 放射性物質検査証明の場合は、①～③に加え、輸出前に日本国内でサンプル採取及び検査分析を行い、その検査報告書があること。

Q 5 証明書の再発行はできますか。

A 5 証明書を紛失、破損、汚損した場合や、天候悪化等のやむを得ない事情により出港日、船便名・航空便名が変更になった場合等で再発行が必要となった場合は、申請窓口にご相談ください。

申請窓口の了解を得た後、再発行を依頼する際には、当初発行された証明書を返還

する（紛失を除く。）とともに、再発行の理由書及び確認書類（インボイス、変更後のB/L又はAWBや、船会社又は航空会社からのレター等の内容を確認できる各種書類等）を添付して再申請してください。

なお、システムでは同じ証明書の番号による再発行はできませんので、再申請（新規の申請と同じ手続）の上、新規の証明書番号により発行されることに留意ください。

Q 6 第3国に輸出（単なる経由ではなく第3国に通関）する場合、証明書を申請できますか。

A 6 日本を出発する時点で、契約書等の客観的な書類から、最終輸出国・地域向け輸出貨物の内容(品目、梱包形態、数量等、description欄に記載すべき情報)、最終輸出国・地域内の目的地（destinationの欄に記載すべき情報）が明らかな貨物については、第3国を通関して、最終輸出国へ輸出する場合でも証明書を申請することが可能です。

Q 7 日本を出発する時点で、第3国から最終輸出国・地域内への荷物の移動手段が明らかでない場合でも、証明書を発行してもらえますか。

A 7 上記A 6の条件を満たす場合、発行が可能です。

Batch Identification Code欄にAWBナンバー又はB/Lナンバーの記載を求められる国（例：EU等）には空欄のままで証明書を発行しますので、第3国から最終輸出国・地域内への荷物の移動手段が明らかになり次第、当該情報、確認書類及び全ての情報を入力した証明書を速やかにシステムに登録してください。

Q 8 郵便貨物で輸出する場合やハンドキャリーで持ち込む場合の便名、「consignment code」などどのように記載すればよいですか。

A 8 郵便貨物で輸出する場合は、便名等が特定できないこととなります。その場合は、郵便貨物であることがわかるよう、例えば以下のように記載すればよいと考えます。

郵便小包でお問い合わせ番号（Item number）がXX●●●●JPであれば、

- ・ consignment code欄には、「Postal Parcel (XX●●●●JP)」
- ・ 出港地欄は、「Postal Parcel (posted at ●●City, ●●Prefecture)」
- ・ 出港日欄は、「Postal Parcel (posted on ●●, April, 2013)」

と記載します。

また、ハンドキャリーで持ち込む場合のConsignment code欄は空欄となります。

Q 9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、どのように行うのですか。

A 9 申請内容に虚偽の恐れがある場合等には、証明書の発行前に、当該輸出品の生産及び流通に係る現場へ出向いて、申請書の内容及び現物の確認等を行います。

また、発行後であっても、必要に応じ、申請内容及び輸出品の経路を初めとする事実関係の確認等を行います。

(申請方法等)

Q10 証明書の申請先はどこですか。

A10 原則として、輸出しようとする食品等を生産・製造・加工、流通する施設等の所在地及び申請者の所在地のうちいずれかにある地方農政局等に申請することができます。(「流通」する施設とは、輸出する港、空港及び輸出するために保管している施設が該当します。)

ただし、中国や香港のように、生産・加工した施設を管轄する地方農政局等が発行する証明書を求める国・地域があります。詳細は農林水産省ホームページ等でご確認ください。

Q11 日本語表記で申請できますか。

A11 証明書には英語で記載する必要があるため、日本語と英語を併記(入力)して申請してください。

Q12 日付証明、放射性物質検査証明、産地証明の申請書類を郵送して申請することは可能ですか。

A12 平成27年8月以降は、原則、システムだけの申請になります。システムの不具合により証明書が発行できない事態が発生した場合や証明書の様式が変更された場合の時には、一時的に書類での申請になります。

Q13 郵送による証明書の交付は可能ですか。

A13 可能です。ただし、宛先を記入した返信用封筒に郵送に必要な額の切手を貼り付けたものを、証明書を発行する地方農政局等に提出してください。提出方法については、予め証明書を発行する地方農政局に、必ずご確認ください。

なお、証明書は信書になることから、郵便以外の手段での送付はできません。また、郵便では着払いに対応しておりませんので、上記の方法を厳守してください。

(証明書発行対象品目)

Q14 証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

A14 証明書発行の対象品目は、輸出先国ごとに異なります。農林水産省ホームページに掲載している証明書の発行事務処理要領の別紙6をご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

Q15 証明書の申請に当たり、加工食品と水産加工品の区分はどのようになっていますか。

A15 水産加工品は、相手国の放射性物質関係の規制において「水産物」若しくは「水産加工品」と定められている範囲の食品等になるので、まず相手国にご確認ください。

相手国で特段の定めがない場合、輸出関税コード(HSコード)の01類から20類に分類されている加工品で、何らかの水産物を含む場合、水産加工品とします。

Q16 医薬品は証明書発行対象品目となりますか。

A16 農林水産省が発行する証明書の対象品目には、医薬品は含まれません。

(システム利用開始)

Q17 システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。

A17 システムの動作を保証するパソコンの環境は、下記の「システムを利用するための環境 (PDF)」を参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/k_system.pdf

Q18 IDを取得したのでシステムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。

A18 ブラウザ (Microsoft Internet Explorer) の設定を変更する必要がありますので、詳しくは下記の「システム操作マニュアル基本編 (PDF)」を参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/00_system_manual.pdf

Q19 システムを操作する際のQ & Aはどこにありますか。

A19 システムにログイン後、Q & Aが閲覧できるようになります。なお、操作方法については、下記のシステム操作マニュアルをご参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

Q20 システムにログインできません。解決方法を教えてください。

A20 システムの利用申請先 (利用申請書類の提出先) に連絡して、状況を伝えてください。

IV 添付書類

【問一覧】

（要領に定める確認書）

- Q 1 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」は誰が、誰宛てに作成するのですか。また、必ず原本を提出する必要がありますか。
- Q 2 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」には、確認項目全てを記載しなければならないのでしょうか。
- Q 3 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」の「取引先」とは具体的に誰を意味するのですか。
- Q 4 放射性物質検査の別記様式 3「確認書」はどういう場合に提出するのですか。また、同確認書には、押印が必要ですか。
- Q 5 システム化に伴い押印行為が不要となりましたが、確認書への押印は必要ですか。
- Q 6 確認書は、原本を送付する必要がありますか。

（確認書類）

- Q 7 システムで証明書の発行を申請した商品に関する確認書類は、郵送等により提出すればよいですか。
- Q 8 システムにより証明書の発行申請を行う際、委任状の提出は必要ですか。
- Q 9 定期的に同じ商品を輸出していますが、証明内容を確認するための書類（証明書に記載された事項が確認できる書類）について、前回申請をした際に提出したものと内容に変更がない書類がある場合、当該書類の提出を省略できませんか。
- Q 10 日付証明のために必要な確認書類はどのようなものがありますか。
- Q 11 製品を生産・製造した者が証明書を申請する場合は、どのような確認書類が必要なのですか。
- Q 12 放射性物質検査証明書を申請する場合、放射性物質検査報告書は原本を送付する必要がありますか。

(要領に定める確認書)

Q 1 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」は誰が、誰宛てに作成するのですか。また、必ず原本を提出する必要がありますか。

A 1 証明書の申請者宛に、輸出する商品の生産者・製造者、若しくは申請者が輸出する商品を購入した取引先が作成することを基本としますが、申請者本人が申請を行う地方農政局長等あてに作成することもできます。
なお、原本は申請者自身が保管しておいてください。

Q 2 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」には、確認項目全てを記載しなければならないのでしょうか。

A 2 確認項目全てではなく、この様式を使って確認書類としたい項目を記載すれば十分です。

Q 3 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」の「取引先」とは具体的に誰を意味するのですか。

A 3 「取引先」には、輸出する商品の仕入先の生産・製造者、流通業者が該当します。

Q 4 放射性物質検査の別記様式 3「確認書」はどういう場合に提出するのですか。また、同確認書には、押印が必要ですか。

A 4 放射性物質検査の確認書は、放射性物質の検査のための検体採取の際に、放射性物質検査機関がやむを得ず検体を採取できない場合、検査機関からの指示に基づき、申請者等が自ら検体採取した場合、サンプル採取日等を記載し提出します。
確認書には、必ず押印をお願いします。

Q 5 システム化に伴い押印行為が不要となりましたが、確認書への押印は必要ですか。

A 5 確認書（別記様式 2 から 4）について、確認書に記載された者が作成したことを申請時の ID では担保できないことから、押印による担保が必要となります。また、証明書の申請者以外の者が作成することもあり、押印により作成した者の責任を明確にする役割がありますので、確認書の押印は省略できません。

Q 6 確認書は、原本を送付する必要がありますか。

A 6 確認書についても、電子化されたものを送付し、原本は申請者が通関書類の写しと一緒に保管してください。なお、確認書に疑義が生じた場合は、要領の 4 に基づき事実を確認することになります。

(確認書類)

Q 7 システムで証明書の発行を申請した商品に関する確認書類は、郵送等により提出すればよいですか。

A 7 システムによる申請と併せて、電子ファイル化（PDF）したものを添付してください。原本を郵送等で送付することは不要です。

Q 8 システムにより証明書の発行申請を行う際、委任状の提出は必要ですか。

A 8 利用申請時に委託関係を確認し、IDを発行していますので、委任状は不要です。

Q 9 定期的に同じ商品を輸出していますが、証明内容を確認するための書類（証明書に記載された事項が確認できる書類）について、前回申請をした際に提出したものと内容に変更がない書類がある場合、当該書類の提出を省略できませんか。

A 9 省略できません。内容に変更がない場合であっても、申請の都度、確認書類一式の提出が必要となります。

なお、加工品であって製造ロットが確認できる商品は、同一ロットの放射性物質検査結果の報告書、生鮮品の農林産物であって、ほ場及び収穫期が確認できる商品は、同一ほ場及び同一の収穫期の放射性物質検査の報告書により、放射性物質検査証明の際の確認書類となります。

Q 10 日付証明のために必要な確認書類はどのようなものがありますか。

A 10 平成23年3月11日より前に生産・加工されたことについての確認書類の提出が必要です。詳細は、証明書の発行事務処理要領の別紙7をご確認ください。

Q 11 製品を生産・製造した者が証明書を申請する場合は、どのような確認書類が必要なのですか。

A 11 輸出商品の生産・製造者が、自ら申請する場合には、生産・加工施設の名称・所在地、生産・加工年月日等を証明するのは申請者自身であることから、輸出商品・輸出先等が確認できるインボイス、B/L、AWB以外の確認書類の提出を特に求めていません。また、生産・製造者が代理人として申請する場合も同様です。

Q 12 放射性物質検査証明書を申請する場合、放射性物質検査報告書は原本を送付する必要がありますか。

A 12 システムによる申請と併せて、電子ファイル化（PDF）したものを添付してください。原本を郵送等で送付することは不要です。

V 産地の考え方

【問一覧】

（産地証明）

- Q 1 産地はどのように証明するのですか。
- Q 2 生産施設が複数の場合は、別添リストを添付することで証明書発行が可能ですか。

（生鮮食品）

- Q 3 農産物の産地は、どこになりますか。
- Q 4 農林産品の生鮮品を輸出する場合、「establishment」（施設の名称・所在地）の欄にどのように記載するのですか。

（加工食品）

- Q 5 主原料の産地の証明が必要な輸出先国はどこですか。
- Q 6 加工食品の産地はどこですか。
- Q 7 加工食品の産地は、原料生産地なのか、最終加工地なのか。
- Q 8 最終加工地の定義は何ですか。
- Q 9 製造者を製造者固有記号で表示しているが、製造者の名称、住所等を公開していない場合、どのような確認書類を提出すればよいですか。
- Q 10 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。
- Q 11 加工品の原料である小麦粉の産地を記載する場合、原料の小麦の生産地か、それとも小麦粉の生産地（製粉地）を記載するのか。
- Q 12 主原料の定義は何ですか。
- Q 13 原料に加工品を含む場合、主原料は何になりますか。
- Q 14 外国産の大豆を原料にしてA県（国内）で醤油を生産し、その醤油を使用してB県で製造した「めんつゆ」を輸出します。原料の表示欄に「醤油」とのみ記載されているのですが、原料の名称は「大豆」、原料の産地は「〇〇国」と記入すればよいでしょうか。
- Q 15 飲料製品の主原料は、水と考える必要がありますか。
- Q 16 主原料の産地が外国の場合、国名を記載すればよいですか。
- Q 17 外国産の製品を輸出する場合、製造施設やその所在地の欄はどのように記入するのですか。
- Q 18 原料が加工品の場合、当該原料の産地を確認できる書類とは何を指しますか。また、原料の産地が不明な場合はどうすればよいですか。

(産地証明)

Q 1 産地はどのように証明するのですか。

A 1 輸出しようとする食品等を生産した地域や製造した場所が特定できる書類を確認することにより証明します。また、輸出先国によっては、主原料の産地を特定できる書類（電子化されたものを含む。）の提出を求める場合もあります。

Q 2 生産施設が複数の場合は、別添リストを添付することで証明書発行が可能ですか。

A 2 一品目ごとに証明書を発行することが必要な中国は、別途リストによる複数品目の証明はできませんが、それ以外の国については、リストを添付して複数品目を一枚で証明することが可能です。輸出先国により、添付リストの範囲に差があるので、詳細は、農林水産省ホームページに掲載している輸出先国別の「別紙記載例」をご確認ください。

(生鮮食品)

Q 3 農産物の産地は、どこになりますか。

A 3 生鮮の農産物、原料となっている農産物の産地は、栽培、生産、収穫された土地を産地とします。

Q 4 農林産品の生鮮品を輸出する場合、「establishment」（施設の名称・所在地）の欄にどのように記載するのですか。

A 4 韓国以外の国については、生産者又は農業団体（農協等）等の名称・所在地を記載してください。

韓国向けについては、加工品以外の場合は、輸出業者の名称・所在地を記載し、別紙で各輸出産品の生産施設の名称・所在地等を記載したものを添付してください。また、加工品の場合には、加工施設の名称・所在地を記載してください。なお、韓国向けには、その他追記するべき事項がありますので、詳細については農林水産省ホームページの「証明書記載参考」をご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/korea_syoumei_sankou.pdf

(加工食品)

Q 5 主原料の産地の証明が必要な輸出先国はどこですか。

A 5 証明書に「主原料の産地」の記載を求めている輸出先国は中国です。また、EU等は、「50%超の原料が指定された産地・品目でないこと」の確認を求めています。ドバイ首長国及びアブダビ首長国は、「原料の50%超が規制対象都県産でないこと」の確認が求められます。

Q 6 加工食品の産地はどこですか。

A 6 加工食品の産地は、原則、製品の最終加工地となります。

ただし、既に個包装済みの商品を更に包装する等、実質的に加工していない場合は、最終加工地となりません。原発事故に係る相手国の懸念が放射性物質混入であること

を念頭に、輸出する商品の加工工程を確認し、個別に判断することになります。産地の判断が付かない場合は、輸入業者等を通じて相手国にご確認ください。

Q 7 加工食品の産地は、原料生産地なのか、最終加工地なのか。

A 7 産地証明書を必要とする加工品については、現在日本税関や商工会議所が原産地を特定する際の認定基準としている「関税法施行規則第一条の五及び六」が産地を判断する上での一つの目安になると思料されます。具体的には、産地は、植物・動物性生産品は収穫・成育されたところ、また、二次加工・三次加工を伴う加工品の場合は、実質的な変更が加えられたところを加工地とみなす考え方です。

(例)

①県内で生産された原料を用いて同一県内で加工した場合：当該県

②HSコードの2～4桁が変更するような加工をした場合：当該加工を行った施設のある都道府県

③②に該当しない加工、単純混合、包装等をした場合：実質的な加工とならないので原料生産都道府県

なお、加工品の産地の考え方については、水際行政・規制当局の判断に委ねられることから、ご不明の場合は、輸出者が予め輸入業者を通じて相談することをおすすめします。

Q 8 最終加工地の定義は何ですか。

A 8 製品を最終的に加工した施設の所在地を指します。1次加工と2次加工で加工した施設が異なる場合は、2次加工した施設が最終加工した施設の所在地となります。

Q 9 製造者を製造者固有記号で表示しているが、製造者の名称、住所等を公開していない場合、どのような確認書類を提出すればよいですか。

A 9 製造者固有記号はウェブ上で製造者の名称、住所等の記載がない場合は、販売者に電話等で問合せ、問い合わせた先の情報等（担当者、連絡先、確認内容）を記した申請者の誓約書など、客観的に検証可能な書類を提出してください。

Q 10 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。

A 10 原発事故に係る相手国の懸念は、放射性物質が混入する恐れの有無です。従って、既に個包装された商品を単に詰め替える等の包装を行う工場は、最終加工地とはなりません。

実質的に加工していない場合は、最終加工地となりません。しかし、具体的なケースにより、又は、相手国により、最終加工地の判断が異なる場合があります。最終加工地の判断が付かない場合は、輸入業者等を通じて相手国にご確認ください。

Q 11 加工品の原料である小麦粉の産地を記載する場合、原料の小麦の生産地か、それとも小麦粉の生産地（製粉地）を記載するのか。

A 11 小麦粉の産地は、製粉地を記載してください。具体的には、国内の場合は都道府県

名（北海道、福岡等）、国外の場合は国名（韓国、米国等）を記載してください。

Q12 主原料の定義は何ですか。

A12 申請書に記載する範囲は輸出先国によって異なりますが、主原料とは、その品目を構成する材料の中で一番多い材料（商品に占める重量比が最大のもの）を指します。

Q13 原料に加工品を含む場合、主原料は何になりますか。

A13 製造者等が作成する相手国用（輸出製品）の商品の表示に基づきます。

例）「すし酢」は、日本国内では主原料として「醸造酢」と表示している場合があります。その場合、製造者等が作成する相手国用の商品の表示を確認し、「醸造酢」の原料の「米」について表示されている場合、米が主原料となります。「醸造酢（米）」、「米酢」と表示されている場合も同様です。相手国用の表示に「醸造酢」のみの表示しかない場合は、「醸造酢」が主原料となります。

Q14 外国産の大豆を原料にしてA県（国内）で醤油を生産し、その醤油を使用してB県で製造した「めんつゆ」を輸出します。原料の表示欄に「醤油」とのみ記載されているのですが、原料の名称は「大豆」、原料の産地は「〇〇国」と記入すればよいでしょうか。

A14 原料の表示が「醤油」のみの場合、原料の名称は「醤油」、原料の産地は「A県」となります。考え方はQ25と同様です。いずれの場合も、「めんつゆ」の産地は最終加工地のB県となります。

Q15 飲料製品の主原料は、水と考える必要がありますか。

A15 飲料製品の場合は、原則として水を除いて一番重量の多いものが主原料となります。しかし、水以外の主原料が不明の場合は、水が主原料となります。

Q16 主原料の産地が外国の場合、国名を記載すればよいですか。

A16 そのとおりです。中国は証明書の様式に主原料の産地を記載する欄があります。主原料の産地が外国の場合は、国名を記載してください。

Q17 外国産の製品を輸出する場合、製造施設やその所在地の欄はどのように記入するのですか。

A17 製造施設等の欄には、実際に同商品を製造した外国の施設名称とその所在地（国名のみでも可）を記入します。

Q18 原料が加工品の場合、当該原料の産地を確認できる書類とは何を指しますか。また、原料の産地が不明な場合はどうすればよいですか。

A18 原料産地の確認書類は、産地証明であって、原料について証明を行うべき国（EU等、中国、ドバイ首長国及びアブダビ首長国）向けに限って必要です（それ以外の国や証明では不要です）。

輸出する加工品については、原料が加工品であっても生鮮品であっても、基本的に、表示欄で「原料」として掲載されている品目を原料と考えます。

一方、原料の産地が不明な場合の対応は、相手国によって異なります。

例えば、EU等へは、原料ではなく最終製品を検査して、政府機関による放射性物質検査証明を添付すれば輸入が認められます。ドバイ首長国へは、最終製品について相手国に登録した検査機関による検査結果報告書があれば輸入が認められます。アブダビ首長国へは、産地が不明な原料を検査して、政府機関による産地証明を添付すれば輸入が認められます。但し、中国向けは、原料産地が不明の場合、現時点では救済措置がなく、輸入が認められない状況です。

VI 放射性物質検査

【問一覧】

（放射性物質検査証明全般）

- Q 1 検査証明書と検査結果報告書の違いは何ですか。
- Q 2 検査機関で検査を行う必要のある国はどこですか。
- Q 3 輸出先国の放射性物質基準値はどのようになっていますか。
- Q 4 放射性物質検査の結果、検出値が輸出先国の放射性物質基準を下回っていたものの、日本国内の基準値を上回った場合は、証明書を発行することができますか。
- Q 5 放射性物質検査結果報告書は、日本語記載でよいですか。

（分析機関）

- Q 6 放射性物質検査を実施する機関は決められているのですか。
- Q 7 農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」には、どのような検査機関が掲載されているのですか。

（サンプリング・ロット）

- Q 8 放射性物質検査を行うべき製品の検体採取の頻度について、どのように考えたらよいですか。
- Q 9 同一タンクの製品で包装日が異なる製品を輸出する場合、それぞれの包装日ごとに検査した放射性物質検査結果報告書を提出する必要があるのですか。
- Q 10 同一の製造ロットの製品を複数回に分けて輸出する場合、放射性物質検査結果報告書の写し（コピー）を添付できますか。

(放射性物質検査証明)

Q 1 検査証明書と検査結果報告書の違いは何ですか。

A 1 検査結果報告書は、検査機関での検査結果のレポート（報告書）を指します。そして、検査証明書は、検査結果報告書を踏まえて政府機関等が輸出先国政府に対して発行する証明書を指します。

Q 2 検査機関で検査を行う必要のある国はどこですか。

A 2 ①検査証明書を求める国と、②検査結果報告書の提出のみで輸入を認める国、③産地証明書に検査結果報告書の添付を求める国の3通りあります。

①には、シンガポール、韓国、ブルネイ、ブラジル、ロシア、サウジアラビア、エジプト、モロッコ、EU及びEFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）（以下、EU等という）、香港、仏領ポリネシア等があります。②には、タイ、レバノン、ドバイ首長国、アブダビ首長国、マカオ、台湾等があります。③には、シンガポール（福島県の一部市町村の産品のみ）、ドバイ首長国及びアブダビ首長国（指定地以外の原料が50%超に至らない場合のみ）があります。

Q 3 輸出先国の放射性物質基準値はどのようになっていますか。

A 3 輸出先国ごとに放射性物質基準値は異なっています。一部の国については農林水産省ホームページの輸出先国別の「各国の輸入規制（証明書関係）」に掲載されています。それ以外の国については、相手国にご確認ください。

なお、輸出する際の基準値の上限は、我が国が指定している基準値とします。

Q 4 放射性物質検査の結果、検出値が輸出先国の放射性物質基準を下回っていたものの、日本国内の基準値を上回った場合は、証明書を発行することができますか。

A 4 国際貿易のルールに係るコーデックスの倫理規定(CAC/RCP20-1979)には、輸出国の法律、規則を遵守していないものを輸出すべきではないと規定されています。

従って、相手国の基準値が日本の基準値より高い場合であっても、その検査結果が日本の基準値を上回っている場合には、当該産品に対して証明書を発行することはできません。

Q 5 放射性物質検査結果報告書は、日本語記載でよいですか。

A 5 輸出先国に提出するものであり、英語での記載が必要です。

(分析機関)

Q 6 放射性物質検査を実施する機関は決められているのですか。

A 6 平成25年4月1日より、国が発行する証明書に関わる放射性物質に関する検査の実施機関を農林水産省ホームページに掲載する機関に限定しています。

次の輸出先国・地域については、相手国より認められている検査機関での検査が求められています。国別のリスト及び条件等を農林水産省ホームページにそれぞれ掲載しているので、ご確認ください。

タイ、レバノン、香港（食肉及び家禽卵のみ）、ドバイ首長国及びアブダビ首長国、マカオ。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

Q 7 農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」には、どのような検査機関が掲載されているのですか。

A 7 以下の(i)～(iii)のいずれかの条件を満たしている機関のうち、検査機関から掲載の了解が得られ、又は、掲載希望があり、かつ一定の測定条件(※)で放射性物質検査を行う検査機関を掲載しています。

(i) 行政機関に所属する検査機関

(ii) 食品衛生法に基づき厚生労働大臣に登録している検査機関

(iii) 国際試験所認定協力機構(ILAC)の多国間承認取決に署名している認定機関から放射能測定に係るISO/IEC17025の認定を受けている検査機関

※ 相手国政府が認める条件での測定が出来る必要があります。国によって条件が異なるので、詳細は国別の手続きを掲載したページをご参照ください。

(サンプリング・ロット)

Q 8 放射性物質検査を行うべき製品の検体採取の頻度について、どのように考えたらよいですか。

A 8 検体採取に当たっては、放射性物質が混入するおそれが同程度と考えられる単位で行うことが求められています。

香港向けの検査証明に用いる検査については、具体的に検体採取におけるサンプリング方法が定められているので、証明書の発行事務処理要領の別紙7、別記様式4でご確認ください。

香港以外の国向けの検査証明については、特に規定はないため、製造ロットが同じ商品(同じ原料を使い、同じ製造ラインで、連続して製造された商品)を1単位として考え、同単位で少なくとも1つ以上の検体を採取すればよいと考えます。

Q 9 同一タンクの製品で包装日が異なる製品を輸出する場合、それぞれの包装日ごとに検査した放射性物質検査結果報告書を提出する必要がありますか。

A 9 包装日が異なった場合でも、同一タンクの製品であれば、同一の製造ロットとします。

Q 10 同一の製造ロットの製品を複数回に分けて輸出する場合、放射性物質検査結果報告書の写し(コピー)を添付できますか。

A 10 EU等は、放射性物質検査結果報告書の写しを添付することを認めています。その他の国は、写しによる検査報告書の提出の可否を明示していません。輸出業者や通関業者等を通じて、輸出先国の現地の検査当局にご確認ください。

VII 國別事項

【問一覧】

【中国】

- Q 1 中国向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 2 中国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。
- Q 3 中国の輸入規制措置の概要2の(1)の別表について、HSコードに該当している場合は、全て放射性物質検査が必要ですか。
- Q 4 輸出する製品が、中国が証明書を求めている品目のHSコードに該当するのか分かりません。
- Q 5 申請先の範囲は限られていますか。
- Q 6 「輸出する製品の、製造地、出港地、中国の目的地間のルート、方法」を記載することになっています。具体的にどのような内容を記載するのですか。
- Q 7 複数品目を別添リストにより証明することはできるのですか。
- Q 8 輸入停止の10都県以外の地域で製造した加工食品に、当該10都県で生産された材料が含まれていますが、輸出できますか。

【香港】

- Q 1 香港向けの食品に対する証明書の発行機関はどこですか。
- Q 2 香港向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 3 食肉にはどのようなものが該当しますか。
- Q 4 家禽卵に液卵や粉末卵も該当しますか。
- Q 5 放射性物質検査の検体を採取するのは、どのような単位になるのですか。
- Q 6 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- Q 7 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。
- Q 8 「放射性物質検査の検体採取の立会い」は、いつ、どのように行うのですか。
- Q 9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、具体的にどのように行うのですか。

【マカオ】

- Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- Q 2 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。

【韓国】

- Q 1 生産・加工年月日又は賞味期限を記載することが必要ですか。
- Q 2 韓国は、韓国国内での水際検査において少しでも放射性物質が検出された場合は、ストロンチウム、プルトニウムの追加検査を義務付けているが、日本で検査できる検査機関はありますか。

【シンガポール】

- Q 1 シンガポール向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 2 輸出品がHSコードに該当するのか、どのように判断するのですか。

- Q 3 シンガポールで全ロット検査又はサンプル検査を行った結果、放射性物質が検出された場合は、輸入を認めないということですが、放射性物質の基準値以下（例えば1 Bq/kg）でも輸入できないのですか。
- Q 4 産地証明書の代わりに商工会議所によるサイン証明で輸入が認められますか。
- Q 5 牛肉の産地は、と畜された場所かそれとも肥育地のどちらでしょうか。

【ブルネイ】

- Q 1 ブルネイ向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目でしょうか。

【EU等】

- Q 1 EU等向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 2 放射性物質検査証明書が要求されている品目には、どのようなものがありますか。
- Q 3 CNコードにある品目に該当するのか、どのように判断するのですか。
- Q 4 産地証明の場合、CNコードを記載することになっていますが、全ての品目について記載する必要がありますか。
- Q 5 輸出する商品が、コメ等の加工品（規制対象CNコードに該当する品目）の場合、原料をどのように記載するのですか。
- Q 6 規制対象地域のCNコード該当品目ではない食品等について、50%以上含有の原料がない場合、どのように考えればよいですか。
- Q 7 EU等向けの飲料及び水分量の多い食品（醤油、酢など）については、水を原料に含めて考える必要がありますか。
- Q 8 規制対象地域内の「積出地経由で輸出する」とはどのようなことですか。
- Q 9 規制対象地域で、外国産の原料を100%使用して、CNコード該当品目を製造した場合、放射性物質検査の対象となりますか。
- Q 10 動物由来製品を輸出したいのですがどうしたらよいでしょうか。また、動物由来製品か判断出来ない場合はどうしたらよいでしょうか。
- Q 11 EU等の検査証明書には記載例にAnnexがありませんが、Annexを添付することは可能ですか。
- Q 12 証明書が必要な第3地域（国）を経由し、EU等向けに輸出される場合、第3地域（国）用とEU等用の2つの証明書の発行は可能ですか。
- Q 13 原料の欄には、すべての原材料を記載するのですか。

【仏領ポリネシア】

- Q 1 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

【アラブ首長国連邦ドバイ首長国及びアブダビ首長国】

- Q 1 規制対象都県産の産品については、放射性物質検査証明が必要ですか。
- Q 2 アラブ首長国連邦向けの輸出に当たって、商工会議所のサイン証明で輸出すること

はできないのですか。

- Q 3 ドバイ首長国及びアブダビ首長国以外の首長国に輸出するにはどうすればよいですか。
- Q 4 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- Q 5 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。
- Q 6 対象製品の原料に対して放射性物質検査を行った場合は、放射性物質検査結果報告書の添付が必要ですか。

【レバノン】

- Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- Q 2 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。

【バーレーン】

- Q 1 バーレーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。
- Q 2 バーレーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。
- Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。
- Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。
- Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。
- Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。
- Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。

【オマーン】

- Q 1 オマーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。
- Q 2 オマーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。
- Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。
- Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。
- Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。
- Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。
- Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。

【エジプト】

- Q 1 放射性物質検査証明を行う場合、検査結果報告書の添付が必要ですか。

【モロッコ】

- Q 1 証明書の様式では、英語とフランス語が併記されていますが、フランス語で記載する必要がありますか。
- Q 2 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

【ブラジル】

Q 1 納税登録番号（CNPL）とは何ですか。

Q 2 ブラジルの通関からポルトガル語訳の証明書を求められているが、どうすればよいですか。

Q 3 ブラジルにおける輸入通関手続が可能な場所は決められていますか。

【中国】

Q 1 中国向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

A 1 産地証明書の発行対象品目は、HSコード分類の1類から24類の品目です。HSコードの25類以降の品目には証明書は不要です。このことに関しては、中国国家質量監督検
験検疫総局のホームページにQ&A（中国語）がありますので、ご参照ください。

（URL：http://jckspaqj.aqsiq.gov.CN/gzly/lyhf/201201/t20120106_206392.htm）

Q 2 中国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

A 2 中国が指定している10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、
長野、新潟）の食品・飼料は、輸入停止措置が講じられています。10都県以外では、
規制対象品目（野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水産動物、茶及びその
製品、果実及びその製品）については、産地証明書及び放射性物質検査証明書が必要
です。なお、水産物及び水産動物については、放射性物質検査証明書の発行が可能で
すが、それ以外の品目は両国で様式が整っていません。そのため、放射性物質検査証
明書の発行はできません。10都県以外の規制対象品目以外の品目については、産地証
明書のみで輸出が可能です。

	対象地域	対象品目	規制内容
1	10都県（宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、東 京、千葉、新潟、長野）	食品、飼料	輸入停止
2	10都県以外	野菜及びその製品、乳及 び乳製品、水産品及び水 生動物（※）、茶葉及びそ の製品、果実及びその製 品、薬用植物産品	①中国の放射性物質基 準に適合することの証 明を要求 ②産地証明書を要求
3		その他の食品・飼料	産地証明書を要求

※水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行。

Q 3 中国の輸入規制措置の概要2の（1）の別表について、HSコードに該当している場
合は、全て放射性物質検査が必要ですか。

A 3 HSコードに該当しても、1から6のそれぞれの分類に属していなければ、放射性物
質検査は必要ありません。

具体的な例として、HSコード2103909000は、「ソース用の調味料・混合調味料のそ
の他のもの」に該当する品目であり、水産物でない製品も含まれますが、放射性物質
検査証明書の対象となる品目は、当該HSコードの品目のうち水産物由来である製品と
考えます。このことに関しては、中国国家質量監督検
験検疫総局のホームページにQ&
A（中国語）がありますので、ご参照ください。

（URL：http://jckspaqj.aqsiq.gov.CN/gzly/lyhf/201107/t20110714_190012.htm）

- Q 4 輸出する製品が、中国が証明書を求めている品目のHSコードに該当するのかわかりません。
- A 4 中国の輸入業者等を通じて、輸出する製品がどのHSコードに該当するか確認してください。
- Q 5 申請先の範囲は限られていますか。
- A 5 中国向けの証明書については、製品を生産・加工した施設の所在地の地方農政局等の申請窓口申請することとなり、管轄地域以外の地方農政局等には申請できないのでご注意ください。なお、海外で生産・加工された商品の場合は、申請者の所在地、「流通」する施設を管轄する地方農政局等に申請してください。詳細は地方農政局等にお問い合わせください。
- Q 6 産地証明の申請に際して「輸出する製品の、製造地、出港地、中国の目的地間のルート、方法」を記載することになっています。具体的にどのような内容を記載するのですか。
- A 6 製造会社名、所在する都道府県名、運搬方法、出港地、中国の目的地名などを記載します。詳細は農林水産省ホームページに掲載の「証明書記載参考」をご確認ください。
- Q 7 複数品目を別添リストにより証明することはできるのですか。
- A 7 中国向けの証明書については、証明書の様式に製品及び主原料の運搬ルートを記載する必要があるため、一品目ごとに証明書を発行することとなり、複数品目をリストにして証明書を発行することはできません。
- Q 8 輸入停止の10都県以外の地域で製造した加工食品に、当該10都県で生産された材料が含まれていますが、輸出できますか。
- A 8 製造場所（加工食品の産地）が輸入停止の10都県以外の地域であっても、加工食品の主原料（商品に占める重量比が最大のもの）の産地が10都県のもの輸出できません。

【香港】

Q 1 香港向けの食品に対する証明書の発行機関はどこですか。

A 1 東北農政局及び関東農政局が証明書を発行します。

東北農政局及び関東農政局以外の地方農政局等や各地域センターは、現時点では香港側から証明権者としての登録が認められていないため、香港向けの証明書は発行できません。

Q 2 香港向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

A 2 5県（福島・群馬・栃木・茨城・千葉）の規制対象品目（野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク）については、輸入停止です。

証明書の発行対象品目は、食肉（卵を含む）、水産物であり、放射性物質検査証明書が必要です。

上記及び5県以外の全ての食品については、香港にてサンプル検査が行われます。

Q 3 食肉にはどのようなものが該当しますか。

A 3 冷凍、冷蔵の食肉です。ハム、ソーセージ等加工品は含みません。

Q 4 家禽卵に液卵や粉末卵も該当しますか。

A 4 液卵、粉末卵も、証明書の対象品目となります。

Q 5 放射性物質検査の検体を採取するのは、どのような単位になるのですか。

A 5 牛肉は各個体ごとに検体を採取することとなっています。一方、牛肉以外は輸出する貨物の各品目を1ロットと考え、1ロットの梱包数に応じて香港が定めた数の梱包から検体を採取することとなっています。

例えば、1ロットの梱包数が100箱なら、そのうちの3箱から検体を採取し、それぞれ個別に検査を実施することとなります。詳細は農林水産省ホームページの香港の証明書の発行事務処理要領でご確認ください。

Q 6 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

A 6 香港当局が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページにある「香港向けに輸出される食肉・家禽卵に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。

Q 7 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。

A 7 産地名等を記載する必要はありません。

Q 8 「放射性物質検査の検体採取の立会い」は、いつ、どのように行うのですか。

A 8 放射性物質検査の検体採取をする前に、必ず、地方農政局へ連絡し、輸出品のリス

トを提出してください。その上で、放射性物質検査の検体採取牛肉については輸出する毎に、牛肉以外については初回輸出時及び以後2ヶ月を超えない頻度で、国等の職員の立会いを行うこととなります。

なお、立会いの際に国等の職員は、輸出される現物の梱包リスト等を確認した上で、検体採取の抽出を指示します。

Q9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、具体的にどのように行うのですか。

A9 申請書の記載内容や当該輸出品、検体採取方法等の確認を行います。

例えば、証明書の申請や発行の際に、現場へ出向いて、申請書の内容及び現物（検体採取の際のリスト等と実際に輸出される製品が同一であるかなど）、具体的な検体採取の記録等の確認を行います。

また、現地確認の際に、必要に応じて、地方農政局の職員が輸出するロットからサンプルを抽出して検査を行うことがあります。

【マカオ】

Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

A 1 マカオ当局が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関は農林水産省ホームページに掲載の「マカオ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。

Q 2 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。

A 2 放射性物質の測定数値及び産地（都県名）を記載する必要があります。

【韓国】

Q 1 生産・加工年月日又は賞味期限を記載することが必要ですか。

A 1 証明書中の「Consignment Code」欄に番号を記載したB/Lやインボイスなどの書類で製造日、賞味期限、製造番号（ロット番号）、包装日時などのいずれかを確認できる場合には、証明書への記載は不要です。（注：現在システムによる申請では、生産・加工年月日又は賞味期限のいずれかの入力が必要となっています。システムを修正するまで入力願います。）

一方、製造日等についてB/Lやインボイスなどで確認できない場合には、証明書への記載が必要です。

Q 2 韓国は、韓国国内での水際検査において少しでも放射性物質が検出された場合は、ストロンチウム、プルトニウムの追加検査を義務付けているが、日本で検査できる検査機関はありますか。

A 2 日本国内でストロンチウム及びプルトニウム検査を行うことのできる機関は極めて限られており、また、検査に時間を要する（1か月程度）ため、実際には、追加検査を求められた場合に対応することは困難な状況となっています。

【シンガポール】

- Q 1 シンガポール向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- A 1 シンガポール政府は、一部の品目について、産地証明書又は放射性物質検査証明書を求めています。
- 放射性物質検査証明書が求められているのは、3県（茨城、栃木、群馬）で生産・加工された林産物及び水産物です。
- また、産地証明が求められているのは、福島県産米及びシンガポール政府が指定したHSコード（要領別紙6-1の別表を参照）に該当する品目です。
- Q 2 輸出品がHSコードに該当するのか、どのように判断するのですか。
- A 2 シンガポールの輸入業者等を通じて、輸出する製品がどのHSコードに該当するか確認し、判断してください。
- Q 3 シンガポールで全ロット検査又はサンプル検査を行った結果、放射性物質が検出された場合は、輸入を認めないということですが、放射性物質の基準値以下（例えば1 Bq/kg）でも輸入できないのですか。
- A 3 シンガポール政府は、同国内での水際検査において、少しでも放射性物質が検出された場合は、輸入を認めない措置を講じています。従って、基準値以下であっても輸入は認められません。
- なお、シンガポール政府が行うサンプル検査の頻度は不明ですが、放射性物質検査における検出限界値は、概ね、以下のとおりとされております。
- ・ヨウ素131: 20 Bq/kg
 - ・セシウム134: 30 Bq/kg
 - ・セシウム137: 30 Bq/kg
- Q 4 産地証明書の代わりに商工会議所によるサイン証明で輸入が認められますか。
- A 4 福島県で生産・加工された品目にかかる産地証明書は、政府機関が発行する必要がありますが、福島県以外の地域は、商工会議所によるサイン証明での産地証明も認められています。
- なお、茨城、栃木及び群馬県の林産物・水産物は、産地証明書でなく、放射性物質検査証明書の提出を求められています。
- Q 5 牛肉の産地は、と畜された場所かそれとも肥育地のどちらでしょうか。
- A 5 証明書様式で産地である都道府県名を記載する「originating from the prefecture of」の欄に、肥育地を記載してください。なお、肥育地に係わらず、と畜した場所がシンガポール側の輸入停止対象都県の場合は輸出できません。このため、と畜場所を確認できる証明資料を提出ください。

【ブルネイ】

Q 1 ブルネイ向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目でしょうか。

A 1 福島県産の食肉、水産物、牛乳・乳製品は、輸入停止となっておりますが、同県産の野菜・果物（生鮮・加工）、いも類、海藻、緑茶製品は、放射性物質検査証明書を付して輸出することが可能です。また、福島県産以外の全ての食品は産地証明書を付して輸出することが可能です。

【EU等】

- Q 1 EU等向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- A 1 食品及び飼料が証明書の発行対象（酒類及び福島県産以外の茶は不要）となります。スイス、リヒテンシュタインは播種用の種も対象となります。
- Q 2 放射性物質検査証明書が要求されている品目には、どのようなものがありますか。
- A 2 欧州委員会実施規則（No. 322/2014）で規定されている福島県産の全ての食品・飼料及び一部の地域産の一部品目（きのこ類及び水産物並びに一部の山菜類及び穀物（その加工品を含む。）。以下、「規制対象品目」という。）並びにそれらを50%以上含む食品及び飼料が、放射性物質検査証明の対象となります。規制対象品目の範囲はCNコード（EU等の関税コード）で定められています。具体的には、農林水産省ホームページの証明書の発行事務処理要領でご確認ください。
- Q 3 CNコードにある品目に該当するのか、どのように判断するのですか。
- A 3 EU等側の輸入業者等を通じて、どのCNコードに該当するか確認し判断してください。
- Q 4 産地証明の場合、CNコードを記載することになっていますが、全ての品目について記載する必要がありますか。
- A 4 EU等は、放射性物質検査証明が必要な品目をCNコードで示していることから、産地証明書発行に際し、輸出する商品が当該CNコードに該当していないことを確認するため、申請書にCNコードを記載していただく必要があります。CNコードは上2桁まで記入していただければ結構です。
- Q 5 輸出する商品が、コメ等の加工品（規制対象CNコードに該当する品目）の場合、原料をどのように記載するのですか。
- A 5 原料のうち、コメ等の産地及び割合を全て記載してください。
- Q 6 規制対象地域のCNコード該当品目ではない食品等について、50%以上含有の原料がない場合、どのように考えればよいですか。
- A 6 一つの原料で50%未満の場合、複数の原料の合計となります。
それらの原料とその産地を全て確認した結果、以下の①及び②の原料の合計が製品の50%以上の場合は放射性物質検査証明、そうでない場合は産地証明となります。
- ① 福島県で生産、加工された全ての食品等
 - ② 「規制対象地域で生産された」あるいは「規制対象地域の原料」を使用して加工された」ものでCNコードに該当する品目
- Q 7 EU等向けの飲料及び水分量の多い食品（醤油、酢など）については、水を原料に含めて考える必要がありますか。

A 7 原則として、水は原料に含めません。ただし、福島県産の水を他県産加工食品等の原料として使用した場合は、原料に含めます。

Q 8 規制対象地域内の「積出地経由で輸出する」とはどのようなことですか。

A 8 規制対象地域内で生産、加工はしていないが、同地域内の倉庫に保管、もしくは同地域内の港・空港から相手国に輸出される等して、輸出に当たって同地域を経由して出荷されることを意味します。証明書の様式上に、積出地を経由して輸出するが、放射性物質にさらされることはなかった場合にチェックする欄（産地証明）があります。

Q 9 規制対象地域で、外国産の原料を100%使用して、CNコード該当品目を製造した場合、放射性物質検査の対象となりますか。

A 9 原料の100%が外国産等の規制対象ではない地域産であっても、規制対象地域で最終加工された製品（輸出品）がCNコード該当品目の場合は、放射性物質検査証明の対象となります。

Q 10 動物由来製品を輸出したいのですがどうしたらよいでしょうか。また、動物由来製品か判断出来ない場合はどうしたらよいでしょうか。

A 10 農林水産省ホームページの輸出先国別の「証明書記載参考」⑪にあるように動物由来製品の場合、認定施設の名称・所在地を記載してください。別表は不可のため、施設が複数の場合、証明書は施設毎に作成してください。

（2014. 12. 1 現在、EU向け輸出の認定施設は、水産物、牛肉及びケーシングのみ。）

放射性物質関係以外の手続きについては、輸入業者を通じて、輸入国に確認してください。また、認定施設以外の製品について相手国政府の特別の許可がある場合、動物検疫所が輸出検疫証明書発行のための検査を受け付けたことを確認する必要があります。

なお、動物性由来か判断出来ない場合は、輸入業者等を通じ、相手国側へ照会してください。

Q 11 EU等の検査証明書には記載例にAnnexがありませんが、Annexを添付することは可能ですか。

A 11 EU等は、検査証明書が必要な場合、商品（種類、産地、原料、パッキングの形態等が同一のもの）毎に個別の証明書が必要です。

Q 12 証明書が必要な第3地域（国）を経由し、EU等向けに輸出される場合、第3地域（国）用とEU等用の2つの証明書の発行は可能ですか。

A 12 日本から出港する前に、第3地域（国）を経由し、EU等向けに輸出が決まっている（もしくは、EU等向けに輸出をする予定）のものについては、2つの地域（国）への証明書の発行は可能です。ただし、その際には、EU向けの通常の申請書及び確認書類等に加え、第3地域（国）を経由する場合の輸出ルートなどの必要な情報を提出して

いただくこととなります。

なお、第3地域（国）を通関後に加工・梱包等を行わず、日本から第3地域へ輸出したままの製品を、そのままEU域内へ再輸出する場合は、EU等向けの輸出証明書に「到着地（経由地）」と記載した証明書を発行することになりますが、輸出事業者がEU等の相手国の税関当局に通関が可能か確認をした上で申請をお願いします。

Q13 原料の欄には、すべての原材料を記載するのですか。

A13 規制対象地域以外の原材料を50%を超えるまで記載してください。

【仏領ポリネシア】

Q 1 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

A 1 乳児用食品は、乳児用の飲食に供することを目的に販売しているものです。また、消費用液体とは、飲料製品のことです。

【アラブ首長国連邦ドバイ首長国及びアブダビ首長国】

- Q 1 規制対象都県産の産品については、放射性物質検査証明が必要ですか。
- A 1 規制対象都県産の産品である場合は、先方政府に指定された検査機関による放射性物質検査結果報告書の提出は必要ですが、政府発行の証明書は不要です。
- Q 2 アラブ首長国連邦向けの輸出に当たって、商工会議所のサイン証明で輸出することはできないのですか。
- A 2 アブダビ首長国向けの産地証明では、政府機関による証明書とともに、商工会議所のサイン証明も認められていますが、ドバイ首長国では認められていません。
- Q 3 ドバイ首長国及びアブダビ首長国以外の首長国に輸出するにはどうすればよいですか。
- A 3 ドバイ首長国及びアブダビ首長国以外の首長国については、まだ、証明書様式について確認していないため、証明書を発行することができない状況となっています。
- Q 4 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- A 4 ドバイ首長国及びアブダビ首長国が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページに掲載の「ドバイ向け及びアブダビ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。
- Q 5 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。
- A 5 商品名、検査結果（不検出の場合は検出限界等を含む）、検査実施日等が必要となります。
- Q 6 対象産品の原料に対して放射性物質検査を行った場合は、放射性物質検査結果報告書の添付が必要ですか。
- A 6 対象産品の原料について放射性物質検査による確認を行った場合は、産地証明書に同検査結果報告書を添付することにより、輸入が認められています。

【レバノン】

Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

A 1 レバノン政府が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページに掲載の「レバノン向けに輸出される食品等に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。

Q 2 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。

A 2 放射性物質の測定数値及び産地（出荷制限指示が出されている地域ではないこと）を記載する必要があります。

【バーレーン】

Q 1 バーレーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。

A 1 指定検査機関が発行する放射性物質検査結果報告書の提出が要求されています。

ただし、平成26年12月8日以前に、放射性物質検査結果報告書（以下、検査報告書という）の提出により、バーレーン向けに食品を輸出した実績のある輸出業者は、同年12月9日以降、農林水産省が発行する「輸出事業者証明書」を入手し、輸出する食品に同証明書の写しを添付すれば、検査報告書の提出は不要です。

Q 2 バーレーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。

A 2 出荷制限措置がとられている品目については、輸出はできません。

Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。

A 3 農林水産物、加工食品・飲料、アルコール飲料等のどのような食品でも、東京電力福島原子力発電所の事故に伴う輸入規制の強化以降（平成23年3月14日以降）の輸出実績がカウントの対象となります。

Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。

A 4 新規、継続及び変更のいずれの場合も申請窓口が申請に必要な書類を受理した日から起算して概ね5営業日以内に発行するよう努めております。また、有効期限は発行日から1年間です。

なお、変更申請（社名変更等）の場合は、の有効期限の延長はありません。

Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。

A 5 継続申請の場合には、証明書発行以降にバーレーンに輸出した際のインボイス等の書類が必要となりますので、申請と併せて提出できるように保管をお願いします。

Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。

A 6 事業者名の変更や所在地の変更の際に必要となります。（新たな証明書は、発行済みの証明書と交換）

Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。

A 7 今後、バーレーンへの輸出を行うにあたり、必ずしも、同証明書は必要はありません。輸出事業者証明書によらず輸出する場合は、これまでどおり、検査報告書（日本及びバーレーンの基準値を超えていないこと）の提出が必要となります。

【オマーン】

Q 1 オマーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。

A 1 指定検査機関が発行する放射性物質検査結果報告書で在京オマーン大使館等が領事認証したもの提出が要求されています。

ただし、平成26年12月21日以前に、放射性物質検査結果報告書（以下、検査報告書という）の提出により、オマーン向けに食品を輸出した実績のある輸出業者は、同年12月22日以降、農林水産省が発行する「輸出事業者証明書」を入手し、輸出する食品に同証明書の写しを添付すれば、検査報告書の提出は不要です。

Q 2 オマーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。

A 2 出荷制限措置がとられている品目については、輸出はできません。

Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。

A 3 農林水産物、加工食品・飲料、アルコール飲料等のどのような食品でも、東京電力福島原子力発電所の事故に伴う輸入規制の強化以降（平成23年3月14日以降）の輸出実績がカウントの対象となります。

Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。

A 4 新規、継続及び変更のいずれの場合も申請窓口が申請に必要な書類を受理した日から起算して概ね5営業日以内に発行するよう努めております。また、有効期限は発行日から1年間です。

なお、変更申請（社名変更等）の場合は、の有効期限の延長はありません。

Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。

A 5 継続申請の場合には、証明書発行以降にオマーンに輸出した際のインボイス等の書類が必要となりますので、申請と併せて提出できるように保管をお願いします。

Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。

A 6 事業者名の変更や所在地の変更の際に必要となります。（新たな証明書は、発行済みの証明書と交換）

Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。

A 7 今後、オマーンへの輸出を行うにあたり、必ずしも、同証明書は必要はありません。輸出事業者証明書によらず輸出する場合は、これまでどおり、検査報告書（日本及びオマーンの基準値を超えていないこと）の提出が必要となります。

【エジプト】

Q 1 放射性物質検査証明を行う場合、検査結果報告書の添付が必要ですか。

A 1 放射性物質検査結果報告書の添付が必要です。放射性物質検査結果報告書には、貨物のインボイス番号を記載する必要があります。

【モロッコ】

Q 1 証明書の様式では、英語とフランス語が併記されていますが、フランス語で記載する必要はありますか。

A 1 英語で記載してください。

Q 2 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

A 2 乳児用食品は、乳児用の飲食に供することを目的に販売しているものです。また、消費用液体とは、飲料製品のことです。

【ブラジル】

Q 1 納税登録番号（CNPL）とは何ですか。

A 1 輸入業者がブラジルに登録している納税に関する番号です。納税登録番号（CNPL）は、輸入業者等にお問い合わせください。

Q 2 ブラジルの通関からポルトガル語訳の証明書を求められているが、どうすればよいですか。

A 2 ブラジルに輸入する際、翻訳者がポルトガル語に訳した様式にサインしたものを日本の政府機関による証明書とともにブラジル検査当局に提出することが必要です。また、サイン者は、在ブラジル日本国大使館を通じて、ブラジル当局に登録する必要があります。具体的な手続きについては、輸入業者を通じて在ブラジル日本国大使館にご確認ください。

Q 3 ブラジルにおける輸入通関手続きが可能な場所は決められていますか。

A 3 サントス港、ヴィラコポス空港、グアルーリョス国際空港、リオデジャネイロ港、リオデジャネイロ国際空港の5カ所となっています。

（以上）